



887号
2020年7月14日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

かんぽ禍の二次被害

不適正営業の代償

6月30日、かんぽ生命は不適正営業問題の該当社員2,448名に、保険業法に基づいた処分を決めた。

法令違反や社内規則違反者に対して、業務廃止や嚴重注意処分を行う。保険募集人資格は生命保険協会の管轄であり、業

務廃止処分を受けた人は、退職して他の生保会社に就職後であっても、3年間は募集営業できなくなる。特定事案調査で11名、多数契約調査で75名が業務廃止処分。法令違反で業務廃止は仕方ないにしても、規定違反で同様の措置は厳しい。会社の処分格差は社員の不満に繋がる。

恐怖はこれからの声も

会社はお客様救済の為、被害額を賠償している。不適正営業が明るみとなり、給料とは別に営業手当を受給した社員の中には、不当利得と見なされ、会社から手当の返還を請求されると考えている人がいる。

不当な方法で営業利益を得たと判断され、一方的に請求されるかもという心配だ。トップクラスの優績者ともなれば、年間数百万〜2千万円弱が営業手当として給料とは別に支給されてきた事は過去の資料から確認できる。

契約の取消しや復元によつてこれまで会社が支払った営業手当の返還を請求されれば、その金額は相当だ。これまでもお客様が短期解約した場合は、営業手当から天引き、又は支払いの請求があった。

退職後も、請求はある。今後、会社から返還請求された場合、多額である程、請求額全額を支払うのが困難な事は明白だ。また、請求額全額を支払う必要はあるのだろうか。会社は営業実績ばかりを重視し、基本給を減額してまで手当に比重を置いていた。

給料の減額分や会社側の責任による免責分は認められるべきだ。逃げ切りはできるのか

退職後でも手当返還の請求があるのだが、請求があつても支払わない人がいるとの話も聞く。返金額が少額であり、また支払いを拒まれた場合、会社は裁判を起し、当事者に請求する必要がある。請求額が小額であれば、弁護士や裁判費用など考慮し、訴訟しないケースも考えられる。

だが一人当たり、数百万〜数千万円の返還請求となれば訴訟に踏み切るのではなからうか。仮に訴訟された場合、対抗する必要に迫られる。放置した場合、訴訟した側の主張が一方的に認められる可能性が高く、危険だからだ。

言うまでもなく、不適正営業は会社側にも責任があり、請求額全額が裁判で認められるとは考えにくい。現在は顧客救済を優先しており、会社から営業手当に関する説明はなされていない。いずれ、救済が完了し、社員の処分等が行われた後に、手当の問題が顔を出しそう。

今後の予定

- 7月14日(火) 17:00~ 第10回呉支部執行委員会 支部事務所
8月30日(日) 第1回地本執行委員会
次号は 7月28日 予定

既に退職した人は、会社が行う懲戒処分は免れても、営業手当返還請求訴訟がなされれば免れるのは難しい。請求権は権利の為、時効の適用がある。2020年4月1日より民法が改正されているが、それ以前に関する善意の時効は「権利を行使できる時から10年間」が該当する様だ。悪意であれば、20年。4月1日以降の時効は「権利を行使できる事を知った時から5年間」または「権利を行使できる時から10年間」のいずれか早い方となっている。大量処分をみても、「社員を大切にす会社」が責任を社員に押し付ける対応をした事で樂觀できない状況となっている。